

福島第一原子力発電所

第1号機

平成18年度（第24回）定期事業者検査

実施結果報告書

平成20年 1月

東京電力株式会社

目 次

I. 定期事業者検査の概要	1
II. 定期事業者検査等の結果	4

I. 定期事業者検査の概要

福島第一原子力発電所第1号機（第24回）定期事業者検査は、平成18年12月28日から平成19年12月5日の間（並列は平成19年11月3日、解列から並列まで311日間）に実施した。詳細は、1. 定期事業者検査の実施状況参照。

今回実施した定期事業者検査の概要は、次のとおりである。

1. 定期事業者検査の実施状況（添付資料1）

定期事業者検査の期間

	計 画	実 績	差
開 始 日*1	平成18年12月28日	平成18年12月28日	0日
並 列 日	平成19年5月31日	平成19年11月3日	156日
定期事業者検査終了日	平成19年7月4日	平成19年12月5日	154日
開始から並列までの期間	155日間	311日間	156日
定期事業者検査終了迄の期間	189日間	343日間	154日

*1:解列日時は平成18年12月27日23時58分

本定期事業者検査は、当初計画では、平成18年12月28日から平成19年7月4日（並列日は平成19年5月31日、解列から並列まで155日間）の期間を予定していたが、蒸気タービン補修箇所追加及び補修期間の変更、非常用ディーゼル発電機からの発煙に伴う原因調査・対策を実施した。

また、原子炉起動操作中に原子炉保護系及び非常用復水器系における運転上の制限逸脱事象の復旧に伴い、並列日が平成19年11月3日、総合負荷性能検査日が平成19年12月5日となった。

2. 停止作業中の主要作業項目

- a. 原子炉施設の法定定期検査
- b. タービン施設の法定定期検査
- c. 原子炉施設、タービン施設等に関する定期事業者検査
- d. 燃料集合体の取替（80体）
- e. 主要改造工事等
 - ・サプレッションチェンバストレーナ取替工事

- ・主復水器真空度低設定値変更工事
- ・原子炉格納容器ドレン系隔離弁改造工事
- ・原子炉格納容器ドレン系配管改造工事

f. 主要トラブル水平展開工事

- ・NISA文書（平成17・02・16原院第1号 NISA-163a-05-1「原子力発電所の配管肉厚管理に対する要求事項について」）に基づく，配管に係る配管肉厚測定検査
- ・NISA文書（平成15・04・09原院第4号 NISA-161a-03-01「炉心シュラウド及び原子炉再循環系配管等のひび割れに関する点検について」）に基づく，原子炉再循環系配管等の非破壊検査
- ・NISA文書（平成18・03・20原院第2号 NISA-322c-06-1, NISA-163c-06-2「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」）に基づく，原子炉再循環系配管等の非破壊検査
- ・NISA文書（平成14・11・26原院第2号 NISA-134b-02-04, NISA-161b-02-08, NISA-171b-02-03「制御棒駆動水圧系配管等ステンレス製配管の塩化物に起因する応力腐食割れに関する対応について」）に基づく，制御棒駆動水圧系挿入・引抜配管及びステンレス鋼配管の非破壊検査
- ・NISA文書（平成18・07・05原院第5号 NISA-163d-03-2「福島第一原子力発電所における計器の設定誤り等への対応について」）に基づく，検査用計器の厳格な確認
- ・NISA文書（平成17・12・22原院第6号 NISA-163a-05-3「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の改正に伴う電気事業法に基づく定期事業者検査の実施について」別紙2「新省令第6条における高サイクル熱疲労による損傷の防止に関する当面の措置について」）に基づく，配管に係る非破壊検査
- ・NISA文書（平成19・02・15原院第2号 NISA-163b-07-1「高サイクル熱疲労に係る評価及び検査に対する要求事項について」）に基づく，配管に係る非破壊検査

g. 高経年化対策の長期保全計画に基づく点検

- ・原子炉冷却材再循環系配管，原子炉圧力容器ノズルセーフエンド部の非破壊検査及び中性子束計測ハウジング，スタブチューブの漏えい検査
（クラス1機器供用期間中検査）
- ・制御棒駆動水圧系挿入・引抜配管の非破壊検査
（制御棒駆動水圧系設備検査）
- ・ステンレス鋼配管の非破壊検査
（ステンレス鋼配管健全性確認検査）
- ・非常用ディーゼル発電機排気伸縮継手の非破壊検査
（D/G排気伸縮継手健全性確認検査）
- ・低圧タービン車軸ダブテール部の非破壊検査
（低圧タービン車軸ダブテール部検査）

- ・タービン設備容器（グラント蒸気蒸化器ドレンタンク）の非破壊検査
（タービン設備容器肉厚測定検査）

3. 線量管理の状況（添付資料2）

本定期事業者検査に係わる作業は、いずれも法令に基づく線量限度の範囲内で実施された。

II. 定期事業者検査等の結果

1. 定期事業者検査等の結果

(1) 定期事業者検査の結果

今回の定期事業者検査においては、電気事業法第55条に基づく定期事業者検査377件を実施するとともに、これら定期事業者検査のうち70件について同法第54条に基づく定期検査を受検した。また、13件について同法第55条に基づく定期安全管理審査を受審した。

検査の結果では、全ての検査項目において経済産業省令に定められている技術基準に適合していることを確認した。(添付資料3参照)

項目	検査総数
定期事業者検査	377
定期検査	70※
定期安全管理審査	13※

※定期事業者検査のうち保安院又は機構が定期検査を実施した検査数及び機構が安全管理審査を実施した検査数を示す。

今回の定期事業者検査は、政省令改正に伴う新検査制度に基づくものであり、1号機は初めての定期事業者検査となるが、適切な検査を実施するため、他号機での経験を生かし次のような取り組みを実施した。

a. 定期事業者検査工程の作成、調整

定期検査の工程作成にあたっては、燃料交換、点検周期に基づいた定期的な機器等の点検、定期検査及び定期事業者検査、サプレッションチェンバストレーナ取替工事等の修理改造工事に必要な日数を確保するとともに、これらの作業が効率よく実施できるよう作業の順序を決めている。

定期検査工程の検討については、定期検査開始前より工程に対して支配的な作業の制約条件（作業日数、作業エリア等）について工程調整会議（平成18年10月13日より開催）を開催し協力企業間及び協力企業と当社関係部門において調整を行った上で、主要な作業の工程を決定した。また、それ以外の作業についても主要な作業工程の検討と同様に工程調整会議において、各作業の内容、作業に必要な期間、作業条件、検査日程等の詳細な事項について協力企業間及び協力企業と当社関係部門において調整を行った。

定期検査中の工程管理については、日々の工事管理の中で協力企業と当社関係部門が調整・確認を行うとともに、各作業を実施する協力企業とそれを主管する当社グループとの間で週1回開催される工程調整会議（平成18年12月19日より開催）において、協力企業と当社関係部門が一堂に会して、作業の進捗と週間予定を確認し、計画との差異が生じた場合には必要に応じて工程の調整・変更を実施した。

また、設備の不具合やトラブルが発生した場合には、その都度協力企業と当社関係部門で工程調整を実施し、不具合箇所等を確実に是正するために必要な日数を確保した上で作業を実施することとした。

(2) 主要な機器等の点検結果

a. 原子炉関係

(a) 原子炉再循環系配管等の点検状況（添付資料4）

原子炉再循環系配管等について、10箇所の溶接線について、供用期間中検査の計画に従い超音波探傷試験を実施し、ひび等の異常がないことを確認した。

(b) 主蒸気逃がし安全弁

主蒸気逃がし安全弁全数について分解点検を実施し、弁体、弁座、弁棒、バネ等にき裂、変形その他の欠陥がないことを目視検査及び一部については浸透探傷検査により確認した。また、漏えい検査及び機能・性能検査を実施し健全性を確認した。

(c) 主蒸気隔離弁

原子炉格納容器内側の主蒸気隔離弁1台（A）及び原子炉格納容器外側の主蒸気隔離弁4台（A～D）について、分解点検を実施し、弁体、弁座、弁棒等にき裂、変形その他の欠陥がないことを目視検査及び一部については浸透探傷検査により確認した。

組み立て後は、全数（内側4台、外側4台）について漏えい検査を行い、漏えい量が許容値以内であることを確認した。また、全数について機能検査を実施し健全性を確認した。

(d) 制御棒駆動機構

○制御棒駆動機構

制御棒駆動機構97本のうち20本について分解点検を実施し、ピストンチューブ及びインデックスチューブ等に欠陥がないことを目視検査により確認した。

また、全数について機能検査を実施し健全性を確認した。

○制御棒駆動水圧系配管等の点検状況

平成14年8月22日に当所3号機で発生した制御棒駆動水圧系配管の不具合対策として、当社で制定した点検方針に基づき、原子炉格納容器外側配管について、目視検査(点検可能な範囲を全て)を定期事業者検査として実施した。

また、塩分付着量についても測定した結果、基準値(70mgCl/m²)を超える箇所がないことを確認した。

その他のステンレス配管については、同様に平成19年4月3日から平成19年4月27日にかけて目視点検を実施した。

また、塩分付着量についても測定した結果、付着塩分量が基準値(70mgCl/m²)を超える箇所がないことを確認した。

(e) 原子炉再循環ポンプ

原子炉再循環ポンプ2台について、メカニカルシール（改良N型）取り替えを実施後、試運転を実施し健全性を確認した。

(f) 非常用予備発電装置

非常用予備発電装置について、機関内部点検（非常用ディーゼル（A）機関（各機関12気筒のうち4気筒、非常用ディーゼル（B）機関（18気筒のうち4気筒））及び点検計画に基づく付属機器（燃料弁、始動弁、始動用電磁弁など）の点検を実施した結果、異常は認められず良好であった。

また、非常用ディーゼル（A）発電機の発煙に伴い、同発電機は損傷した固定子及び回転子コイル等の巻替えを実施した。

その際、非常用ディーゼル（A）機関（各機関12気筒全て）の点検を実施し、機関側の健全性を確認した。

その後、自動起動検査を実施し健全性を確認した。

(g) 廃棄物処理設備

1号機廃棄物処理施設及び集中廃棄物処理施設の機器については、点検計画に基づくポンプ及び弁類、タンク及び電気・計装品の点検、サンプルピットの点検清掃を実施した結果、異常は認められず良好であった。

(h) 計測制御設備

原子炉保護系及び非常用炉心冷却系統等の重要な計器類の点検調整及び検査用計器等の妥当性確認を実施した。

また、核計装設備の点検調整を実施し健全性を確認した。

(i) 放射線管理設備

プロセス放射線モニタ、エリア放射線モニタについて、線源校正を含む点検調整及び検査用計器等の妥当性確認を実施した。

(j) 原子炉格納施設

第24回定期事業者検査で実施した原子炉格納容器漏えい率検査は、発電所で制定した「厳格な立入検査後における原子炉格納容器漏えい率検査の実施方針について」（平成16年1月26日制定 平成17年2月24日（改訂5））に基づき、J E A C 4 2 0 3 - 2 0 0 4（電気技術規程－原子力編－原子炉格納容器の漏えい率試験規程）の要求事項を十分理解した上で、検査に係る実施箇所が責任を持って計画・実行し、この実施に係る過程の中で必要な品質を作り込み、自らが検査することによって品質を確認し漏えい率検査の目的を果たすことを基本として実施した。

原子炉格納容器漏えい率検査については、検査事前準備として平成19年2月7日から計器調整やバウンダリ構成等の準備作業を進め、平成19年9月6日よりバウンダリ構成を実施した。この事前準備作業を経て9月10日より原子炉格納容器

内を規定圧力まで上昇させ、9月12日～9月13日にデータの採取を行った。

主要工程	計器調整等 準備作業	バウンダリ 構成	加圧、漏えい 確認	漏えい率測定	復旧
日程	2/7～	9/6～9/9	9/10～9/13	9/12～9/13	9/13～9/18

原子炉格納容器漏えい率検査結果は、判定基準である1日当たり0.45%以下を満足することを確認した。

	実施日時	測定値	判定値
データ (24時間)	9月12日 10:00 ～9月13日 10:00	0.101%/日*1	0.45%/日以下

*1：95%信頼限界（上の限界）

b.タービン関係

(a)タービン本体

タービン本体は、今回は法定定期検査であり、各部の開放点検手入れを実施した結果、低圧タービнтаイワイヤの補修等を実施するとともに目視検査・表面検査（浸透探傷検査）を行い異常のないことを確認した。

プラント起動後、性能の確認（定期事業者検査）を実施した。

(b)復水器

復水器は、水室側（海水側）、排気室側（蒸気側）とも内部点検清掃を実施した結果、異常は認められず良好であった。

また、水室側については、冷却管の渦流探傷検査の結果を踏まえ、70本/29,640本（4水室全本数）について閉止栓を実施した。

なお、これまでの全閉止栓本数は1,352本で、許容閉止栓本数2,696本に対し十分な余裕がある。

(c)給水ポンプ

原子炉給水ポンプ（A）（C）の分解点検を実施し、主軸、羽根車等なき裂、変形、その他の欠陥のないことを目視検査により確認した。

また、原子炉給水ポンプの試運転を実施し健全性の確認を実施した。

c.配管減肉関係（添付資料5）

今回の定期事業者検査においては、定期事業者検査として457部位の配管肉厚測定を実施した。

d.発電機関係

発電機の本格点検、回転子の工場点検を実施した。

プラントの起動時に主発電機総合機能検査を実施し健全性を確認した。

e.設備総合

(a) 総合負荷性能検査

起動して一定時間プラントを運転した後に諸データを採取し、プラントの諸機能が正常に作動し、安定した状態で連続運転ができることを確認した。

f.その他

(a) 高経年化対策の長期保全計画に基づく点検（添付資料6）

今定期検査においては、低圧タービン車軸ダブテール部の超音波探傷検査等を定期事業者検査または自主点検等にて実施し健全性を確認した。

(b) 流体振動による配管内円柱状構造物の損傷防止対策について（添付資料7）

当社福島第二原子力発電所4号機で確認されたサンプリングノズルの折損事象に鑑み、日本機械学会「配管内円柱状構造物に対する流力振動評価指針」（JSME S012）による評価を実施し、サンプリングノズル16箇所、酸素注入ノズル1箇所、温度計ウェル4箇所の計21箇所について取替え等を実施した。

(c) 原子炉再循環系配管等の応力腐食割れ対策及び点検状況

原子炉再循環系配管等の周方向継手77箇所については応力腐食割れ対策を実施していない。

この77箇所については、供用開始後5年（運転期間）を経過した時期から5年毎に100%点検を行う（原子力安全・保安院指示文書[※]）。

今回の定期事業者検査での点検状況については、1.（2）a.（a）参照。

※：経済産業省 平成15年4月17日付け 平成15・04・09 原院第4号
「炉心シュラウド及び原子炉再循環系配管等のひび割れに関する点検について」

経済産業省 平成18年3月23日付け 平成18・03・20 原院第2号
「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」

(d) 炉内構造物の点検状況

今回の定期検査においては、炉心スプレースパージャ・給水スパージャ・ジェットポンプ等炉内構造物の点検は実施していない。

また、炉心シュラウドの溶接線については、第22回定期検査（平成12年12月～平成13年12月）において、炉心シュラウドの取替および残留応力対策を行っていることから、今回の定期事業者検査においては点検を実施していない。（原子力安全・保安院指示文書*1）

今後は、原子力安全・保安院指示文書*2に基づき、点検可能な全ての周方向溶接線及びその近傍について、目視点検を100%/10年で実施する。

*1：経済産業省 平成15年4月17日付け 平成15・04・09原院第4号
「炉心シュラウド及び原子炉再循環系配管等のひび割れに関する点検について」

*2：経済産業省 平成18年3月23日付け 平成18・03・20原院第2号
「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」

2. 主要改造工事等の概要について

(1) サプレッションチェンバストレーナ取替工事（添付資料8）

非常用炉心冷却系ポンプの安全上の裕度向上を図るため、非常用炉心冷却系ストレーナ3個（炉心スプレイ系，原子炉格納容器スプレイ系共用）を大容量ストレーナに取替えた。

使用前検査を受検し、所定の流量が確保できることを確認した。

(2) 主復水器真空度低設定値変更工事（添付資料9）

運転員の監視性及び操作性の向上、ヒューマンエラーのさらなる防止を目的として、主復水器真空度計を絶対圧計に統一するため、原子炉スクラム信号の主復水器真空度低設定値を変更した。

(3) 原子炉格納容器ドレン系隔離弁改造工事（添付資料10）

原子炉格納容器ドレン系隔離弁のシートリーク低減を目的に改造し、設備の信頼性向上を図るため、原子炉格納容器ドレン系隔離弁4台（機器ドレン系2台，床ドレン系2台）を玉型弁から仕切弁に取替え、弁設置方向を横向きから、縦向きに変更した。

また、取替えるにあたり材質を炭素鋼から耐腐食性に優れたステンレス鋼に取替えた。

使用前検査を受検し、ポンプ運転状態において配管に異常がないこと及び当該隔離弁が全開及び全閉することを確認した。

(4) 原子炉格納容器ドレン系配管改造工事（添付資料10）

原子炉格納容器ドレン系隔離弁改造にあたり，原子炉格納容器ドレン系配管の一部が干渉することから，配管の設置位置を変更するため，原子炉格納容器ドレン系配管を取替えた。

また，配管を取替えるにあたり材質を炭素鋼から耐腐食性に優れたステンレス鋼に取替えた。

使用前検査を受検し，ポンプ運転状態において配管に異常がないことを確認した。

3. 定期事業者検査中の品質保証活動の状況について（添付資料11）

今回の定期事業者検査においては，原子炉施設，タービン施設の法定定期検査及び定期事業者検査の他，原子炉再循環系配管修理工事等の停止関連工事を実施した。また，定期事業者検査においては，原子力発電所の安全・安定運転を維持するために，定期的にプラントを停止し発電所における特定電気工作物に関して，経済産業省令に定められている技術基準に適合することを定期事業者検査において確認した。

さらに，プラントの安全・安定運転を継続させるため，運転経験（運転実績，故障実績，トラブル経験，信頼性情報，定期安全レビュー結果），経年劣化傾向及びリスク情報等の各種科学的知見を考慮して，保安全管理の妥当性を評価し，評価結果に基づき，これを継続的に改善を行った。

これら定期事業者検査及び主要改造工事の実施にあたっては，協力企業との協調のもと設計，製作，施工，検査の各段階における品質保証活動を的確に実施し，品質の確保を図った。

4. 定期事業者検査中に実施する主要トラブル水平展開工事

(1) N I S A文書「原子力発電所の配管肉厚管理に対する要求事項について」に基づく検査

炭素鋼及び低合金鋼等のオリフィス下流部，エルボ，ティー管，レジューサ，曲管等の配管に対して非破壊検査を実施した。なお，これらについては配管肉厚測定検査（R1），配管肉厚測定検査（T1）として457部位の検査を実施した。

（1.（2）c. 配管減肉関係参照）

(2) N I S A文書「炉心シュラウド及び原子炉再循環系配管等のひび割れに関する点検について」に基づく検査

原子炉冷却材圧力バウンダリを構成するSUS316L系材を用いた原子炉再循環系配管等の溶接継手部に対して非破壊検査を実施した。なお，これらについてはクラス1機器供用期間中検査（R1）で実施した。

（1.（2）a.（a）原子炉再循環系配管等の点検状況）

(3) N I S A 文書「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について」に基づく検査

オーステナイト系ステンレス鋼を用いた原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管等の溶接継手部に対して非破壊検査を実施した。なお、これらについてはクラス1 機器供用期間中検査（R 1）で実施した。

（1.（2）a.（a）原子炉再循環系配管等の点検状況）

(4) N I S A 文書「制御棒駆動水圧系配管等ステンレス製配管の塩化物に起因する応力腐食割れに関する対応について」に基づく検査

制御棒駆動水圧系挿入引抜配管及びステンレス鋼配管について非破壊検査を実施した。なお、これらについては、制御棒駆動水圧系設備検査（R 2）、ステンレス鋼配管健全性確認検査（R 1）、ステンレス鋼配管健全性確認検査（T 1）で実施した。

（1.（2）a.（d）制御棒駆動機構○制御棒駆動水圧系配管等の点検状況）

(5) N I S A 文書「福島第一原子力発電所における計器の設定誤り等への対応について」に基づく検査

N I S A 文書を踏まえ、原子力安全・保安院及び原子力安全基盤機構が実施する検査用計器の厳格な確認に対応した。

また、定期事業者検査に用いる本設計器及び仮設計器について、測定対象が適切に計測されていることを確認した。

なお、計測には影響を与えない図書の誤記等については、適切に是正処置を行った。

(6) N I S A 文書「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の改正に伴う電気事業法に基づく定期事業者検査の実施について」別紙2「新省令第6条における高サイクル熱疲労による損傷の防止に関する当面の措置について」に基づく検査

N I S A 文書「高サイクル熱疲労に係る評価および検査に対する要求事項について」に基づく検査

給水系配管について非破壊検査を実施した。なお、これらについては原子炉冷却系統設備検査（T 2）で実施した。

5. 定期事業者検査中に発生した主な不具合について

(1) 原子炉停止操作中における原子炉建屋空調換気系隔離弁の動作不良について

・定期検査中の福島第一原子力発電所1号機における運転上の制限の逸脱および復帰に関する調査結果について（平成19年4月2日ホームページ掲載）

(2) 圧力抑制室における点検作業状況について

・1号機圧力抑制室における点検作業の終了について（平成19年9月18日ホームページ掲載）

- (3) 原子炉建屋補機冷却系への復水補給水系の水の混入について
- ・福島第一原子力発電所1号機の原子炉補機冷却系への復水補給水系の水の混入に関する調査結果および対策の実施状況について（平成19年7月9日ホームページ掲載）
- (4) 使用済燃料プールでの異物の発見について
- ・1号機使用済燃料プール内のプラスチック片らしきものの回収結果について（平成19年2月15日ホームページ掲載）
- (5) 警報の発生について
- ・定期検査中の1号機における原子炉自動スクラム（B系）警報の発生および調査結果について（平成19年2月2日ホームページ掲載）
 - ・定期検査中の1号機における原子炉自動スクラム（B系）警報の発生に関する調査結果について（平成19年3月15日ホームページ掲載）
 - ・定期検査中の1号機における原子炉自動スクラム（B系）警報の発生に関する調査結果について（平成19年5月18日ホームページ掲載）
- (6) 作業員の負傷について
- ・協力企業作業員の負傷に関する調査結果について（平成19年2月26日ホームページ掲載）
 - ・作業員の負傷について（平成19年3月23日ホームページ掲載）
 - ・協力企業作業員の負傷に関する調査結果について（平成19年10月19日ホームページ掲載）
- (7) 使用済燃料プール水位の低下について
- ・定期検査中の1号機における運転上の制限の逸脱ならびに復帰に関する調査結果について（平成19年10月19日ホームページ掲載）
- (8) 1・2号機主排気筒モニタ室における発煙及び主排気筒モニタの一時的な欠測について
- ・1・2号機主排気筒モニタ室（非管理区域）における発煙に関する調査結果について（平成19年8月31日ホームページ掲載）
- (9) 非常用ディーゼル発電機の損傷について
- ・定期検査中の福島第一原子力発電所1号機における非常用ディーゼル発電機損傷の原因と対策について（平成19年10月11日ホームページ掲載）
- (10) タービン建屋内における油の滴下について
- ・定期検査中の1号機タービン建屋内における油の滴下について（平成19年10月3日ホームページ掲載）
- (11) タービン建屋内における重油漏れについて
- ・1号機タービン建屋内における重油漏れに関する調査結果について（平成20年1月9日ホームページ掲載）
- (12) 運転上の制限の逸脱について
- ・起動操作中の1号機における運転上の制限の逸脱ならびに復帰に関する調査結果について（平成19年12月6日ホームページ掲載）

6. その他

(1) 不適合処理について

不適合管理の基本ルールを「不適合管理マニュアル」として、平成15年2月に制定し、(現マニュアル名称「不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」)不適合報告方法の改善等を含めた不適合処理のプロセスを明確にしています。不適合管理の事象別区分は不適合管理委員会にて決定している。

1号機において、平成18年12月28日～平成19年12月5日までに発生した不適合事象は合計878件(発電所全体4,455件)で、公表基準区分Ⅲ以上のものは計16件(発電所全体88件)であった。また、集中環境施設において、平成18年12月28日～平成19年12月5日までに発生した不適合事象は合計370件(発電所全体4,455件)で、公表基準区分Ⅲ以上のものは計3件(発電所全体88件)であった。これらについては、再発防止対策を含め処理を進めている。

以 上